

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人一橋大学個人情報保護規則（令和4年規則第45号。以下「個人情報保護規則」という。）第63条の規定に基づき、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）における行政機関等匿名加工情報の提供に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語は、特段の定めのある場合を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び個人情報保護規則において使用する用語の例による。

(匿名加工情報の提供等)

第3条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

2 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第4条 本学は、本学が保有している個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に法第110条各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(提案の募集)

第5条 本学は、規則第53条で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に法第110条の規定により提案の募集をする個人情報ファイルである旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものとする。

(事業に関する提案)

第6条 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる者は、次に掲げる者とし、別に定める行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書及び別に定める誓約書を提出することにより、これを行うことができる。

一 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者

二 第11条の規定により個人情報ファイル簿に行政機関等匿名加工情報の概要が記載された行政機関等匿名加工情報（以下「作成された行政機関等匿名加工情報」という。）をその事業の用に供しようとする者

三 第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約（以下「利用契約」という。）を締結した者であって当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするもの

(欠格事由)

第7条 法第113条各号のいずれかに該当する者は、前条の提案をすることができない。

(提案の審査等)

第8条 学長は、第6条第1号の提案又は第2号若しくは第3号の提案があったときは、当該提案が、それぞれ法第114条第1項各号又は同項第1号及び第4号から第7号までの基準（以下、この条において「基準」という。）に適合するか否かを審査しなければならない。

2 学長は、前項の審査を行うときは、必要に応じ情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。

3 学長は、第1項の規定により審査した結果、基準に適合すると認めるときは、別に定める審査結

果通知書に別に定める利用契約の締結の申込書を添えて、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

4 学長は、第1項の規定により審査した結果、基準のいずれかに適合しないと認めるときは、別に定める審査結果通知書により、当該提案をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、法第115条の規定に基づき、本学との間で、利用契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成)

第10条 本学は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、法第116条の規定に基づき、当該保有個人情報的加工しなければならない。

2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第11条 本学は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に法第117条各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(利用料)

第12条 利用契約を本学と締結する者は、次の各号のいずれかの方法により、利用料を納めなければならない。

- 一 本学の情報公開・個人情報保護窓口において現金で納付する方法
- 二 本学が指定する次の銀行口座への振込みにより納付する方法
- 三 現金書留を国立大学法人一橋大学情報公開・個人情報保護室に送付することにより納付する方法

2 前項の利用料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者（次号及び第3号に掲げる者を除く。） 21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額
 - イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託を行う場合に限る。）
- 二 作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者 前号の規定により納付しなければならない利用料の額と同一の額
- 三 前2号の契約を締結した者であって、その用に供する事業を変更する契約を締結するもの 12,600円

(契約の解除)

第13条 学長は、利用契約を締結した者が法第120条各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(識別行為の禁止)

第14条 本学は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全確保の措置)

第15条 学長は、行政機関等匿名加工情報、削除情報及び加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして規則第65条で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前条及び前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第16条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員（派遣職員を含む。以下同じ。）若しくはこれらの職にあった者又は本学から前条第2項の委託を受けた業務に従事し

ている者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年9月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月13日から施行する。